取り下げ願

令和　年　月　日

宮崎労働局長　殿

　　〒

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

事業主名

雇用保険適用事業所番号

令和　年　月　日に行った人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）支給申請について、下記の理由により、対象労働者　　　　　　　にかかる賃金助成部分を取り下げいたします。

なお、下記の１～４の注意事項について、承知しております。

記

理由：

（例：特定求職者雇用開発助成金の支給申請を行う予定のため。）

注意事項

１．取り下げ願を提出しても、各申請書類は返却されません。

２．労働局の判断により取下げが認められないことがございます。

３．取り下げが認められた場合、取り下げたものを再度支給申請することはできません。

４．取り下げが認められたからといって、特定求職者雇用開発助成金の支給が決定される訳ではありません。特定求職者雇用開発助成金の要件を一つでも満たさなかった場合、特定求職者雇用開発助成金は不支給となります。